

付 議 第 2 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則議案

学校教育法施行細則（昭和 29 年高知県教育委員会規則第 2 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号**学校教育法施行細則の一部を改正する規則**

学校教育法施行細則（昭和29年高知県教育委員会規則第2号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県学校教育法施行細則

目次中

「第3章 中学校（第14条）」
を

「第3章 中学校（第14条）
第3章の2 義務教育学校（第14条の2）」
に改める。

第1条第1項ただし書中「負う者の」を「負う者が」に、「を
除く」を「の添付を省略する」に改め、同項第6号中「四隣の」
を「四隣との」に改め、同条第2項中「第5条」を「第5条第2
項」に、「前項」を「前項の規定」に改める。

第3条中「第1条」を「第1条の規定」に改める。

第5条第1項中「申請」を「申請又は届出」に、「別記第2号
様式の」を「別記第2号様式による」に改め、同条第2項中「申
請」を「申請又は届出」に改め、同条第3項中「の認可の申請」
を「についての認可の申請又は届出」に、「別記第3号様式の」
を「別記第3号様式による」に改める。

第6条中「第1条」を「第1条の規定」に改める。

第7条中「小学部、中学部、高等部又は幼稚部」を「幼稚部、
小学部、中学部又は高等部」に、「申請」を「申請又は届出」
に、「第1条」を「第1条の規定」に改める。

第14条の見出し中「中学校への」を削り、同条中「第11条から
第13条まで」を「前3条」に、「中学校に」を「中学校について」
に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 義務教育学校

（準用）

第14条の2 第11条から第13条までの規定は、義務教育学校につ
いて準用する。

第15条中「第1章第3節」を「第1章第3節に定めるところ」
に改める。

第16条中「により通知するものとする」を「による特別支援学
校就学該当者調書によるものとする」に改める。

別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第16条関係）

特別支援学校就学該当者調書

教育委員会



		作成年月日		年 月 日	
児童又は生徒	ふりがな 氏名等	年 月 日生（男・女）			
	現住所				
保護者	ふりがな 氏名等	続柄（ ）			
	現住所	郵便番号		電話番号	
就学状況		市 町立 村	小 中 義務教育	学校	第 学年在学 卒業 就学前
就学の猶予又は免除の記録					
障害	種別	1 視覚障害 2 聴覚障害 3 知的障害 4 肢体不自由 5 病弱・虚弱			
	病名、程度等				
検査の記録	種別	名称	結果	検査年月日	検査者
障害と関係があるとみられる生育歴、既往歴等					
性格、行動等の特徴					
入学についての保護者の意向					
教育委員会の総合所見					

注 「障害」の「種別」欄は、該当するものの番号を◎で囲んでください。また、障害が重複しているときは、主たる障害の番号を◎で、他の該当障害の番号を○で囲んでください。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び主な内容

学校教育法等の一部を改正する法律の施行により学校教育法が一部改正され、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が設けられるとともに、県内での義務教育学校の設置が予定されていることに伴い、義務教育学校を追加しようとするもの。

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

新 旧 照 表 対 目 次

学校教育法施行細則(抜粋)

目次

- 第1章 総則
- 第1節 設置廃止等(第1条-第9条)
- 第2節 削除
- 第2章 小学校
- 第1節 編制(第11条)
- 第2節 就学(第12条・第13条)
- 第3章 中学校(第14条)
- 第3章の2 義務教育学校(第14条の2)
- 第4章 特別支援教育(第15条-第17条)

附則

本則

- 第1章 総則
- 第1節 設置廃止等

(学校設置)

第1条 公立学校(大学を除く。)の設置についての認可の申請又は届出は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。)第3条の規定によるほか、次の書類を添えてしなければならない。ただし、設置義務を負う者が設置する場合は、第3号及び第4号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1)～(5) 略

(6) 位置についての調書(学校の位置を表した市町村の図面及び校地と四隣との関係を明示した図面を含む。)

学校教育法施行細則(抜粋)

目次

- 第1章 総則
- 第1節 設置廃止等(第1条-第9条)
- 第2節 削除
- 第2章 小学校
- 第1節 編制(第11条)
- 第2節 就学(第12条・第13条)
- 第3章 中学校(第14条)
- 第4章 特別支援教育(第15条-第17条)

附則

本則

- 第1章 総則
- 第1節 設置廃止等

(学校設置)

第1条 公立学校(大学を除く。)の設置についての認可の申請又は届出は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。)第3条の規定によるほか、次の書類を添えてしなければならない。ただし、設置義務を負う者の設置する場合は、第3号及び第4号に掲げる書類を除くことができる。

(1)～(5) 略

(6) 位置についての調書(学校の位置を表した市町村の図面及び校地と四隣との関係を明示した図面を含む。)

(7)～(10) 略

2 規則第3条第3号の事項の変更についての認可の申請又は届出は、規則第5条第2項の規定によるほか、前項の規定に準じ必要書類を添えてしなければならない。

(分校設置)

第3条 分校の設置についての認可の申請又は届出は、規則第7条の規定によるほか、第1条の規定に準じてしなければならない。

(学級編制及びその変更)

第5条 規則第10条第1項の規定による学級編制についての認可の申請又は届出の場合の児童又は生徒の数については、別記第2号様式による学級編制表によるものとする。

2 学級編制の変更についての認可の申請又は届出は、規則第10条第2項の規定によるほか、次の書類を添えてしなければならない。

(1)・(2) 略

3 規則第10条第2項の規定による学級編制の変更についての認可の申請又は届出の場合の児童又は生徒の数については、別記第3号様式による学級編制表によるものとする。

(高等学校の課程等の設置)

第6条 高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科又は別科(第9条において「高等学校の課程等」という。)の設置についての認可の申請は、規則第11条の規定によるほか、第1条の規定に準じてしなければならない。

(特別支援学校の各部の設置)

第7条 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部(第9条において「特別支援学校の各部」という。)の設置についての認可の申請又は届出は、規則第13条の規定によるほか、第1条の規定に準じてしなければならない。

第3章 中学校

() 準用

(7)～(10) 略

2 規則第3条第3号の事項の変更についての認可の申請又は届出は、規則第5条の規定によるほか、前項に準じ必要書類を添えてしなければならない。

(分校設置)

第3条 分校の設置についての認可の申請又は届出は、規則第7条の規定によるほか、第1条に準じてしなければならない。

(学級編制及びその変更)

第5条 規則第10条第1項の規定による学級編制についての認可の申請の場合の児童又は生徒の数については、別記第2号様式の学級編制表によるものとする。

2 学級編制の変更についての認可の申請は、規則第10条第2項の規定によるほか、次の書類を添えてしなければならない。

(1)・(2) 略

3 規則第10条第2項の規定による学級編制の変更の認可の申請の場合の児童又は生徒の数については、別記第3号様式の学級編制表によるものとする。

(高等学校の課程等の設置)

第6条 高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科又は別科(第9条において「高等学校の課程等」という。)の設置についての認可の申請は、規則第11条の規定によるほか、第1条に準じてしなければならない。

(特別支援学校の各部の設置)

第7条 特別支援学校の小学部、中学部、高等部又は幼稚部(第9条において「特別支援学校の各部」という。)の設置についての認可の申請又は届出は、規則第13条の規定によるほか、第1条に準じてなければならない。

第3章 中学校

() 準用

第14条 前3条までの規定は、中学校について準用する。

第3章の2 義務教育学校

(準用)

第14条の2 第11条から第13条までの規定は、義務教育学校について準用する。

第4章 特別支援教育

(就学)

第15条 学校教育法第17条第1項又は第2項の規定により特別支援学校に入学させなければならぬ者の就学については、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。次条において「令」という。)第1章第3節に定めるところによるほか、この章の定めるところによる。

(就学者の通知)

第16条 令第11条第1項(令第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により市町村教育委員会が高知県教育委員会に通知するときは、別記第7号様式による特別支援学校就学該当者調査によるものとする。

第7号様式(第16条関係)

特別支援学校就学該当者調査

[別紙参照]

第14条 第11条から第13条までの規定は、中学校に準用する。

第4章 特別支援教育

(就学)

第15条 学校教育法第17条第1項又は第2項の規定により特別支援学校に入学させなければならぬ者の就学については、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。次条において「令」という。)第1章第3節によるほか、この章の定めるところによる。

(就学者の通知)

第16条 令第11条第1項(令第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により市町村教育委員会が高知県教育委員会に通知するときは、別記第7号様式により通知するものとする。

第7号様式(第16条関係)

特別支援学校就学該当者調査

[別紙参照]

第7号様式 (第16条関係)

特別支援学校就学該当者調査

教育委員会

国

児童又は生徒 氏名等	作成年月日		年	月	日
現住所	年 月 日 生 (男・女)				
保護者 氏名等	統柄 ()				
	郵便番号				
就学状況	市 町 立 村		小 中 学 校	第 学 年 在 学	卒 業 就 学 前
	郵便番号		電話番号		
就学の猶予又は免除の記録					
障害 種別	1 視覚障害 4 肢体不自由	2 聴覚障害 5 病弱・虚弱	3 知的障害		
	種別				
検査の記録	種別		結果	検査年月日	検査者
	病名・程度等				
障害と関係があると思われる生育歴、既往歴等					
性格・行動等の特徴					
入学についての保護者の意向					
教育委員会の総合所見					

注 「障害」の「種別」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。また、障害が重複しているときは、主たる障害の番号を◎で、他の該当障害の番号を○で囲んでください。

第7号様式 (第16条関係)

特別支援学校就学該当者調査

教育委員会名

国

児童 氏名等	作成年月日		年	月	日
現住所	年 月 日 生 (男・女)				
保護者 氏名等	統柄 () 職業 ()				
	郵便番号	電話番号			
就学状況	市 町 立 村		小 学 校	第 学 年 在 学	卒 業 就 学 前
	郵便番号		電話番号		
就学の猶予・免除の記録					
障害 種別	1 視覚障害 自由	2 聴覚障害 5 病弱・虚弱	3 知的障害	4 肢体不	
	種別				
検査の記録	種別		結果	検査年月日	検査者
	病名・程度等				
障害と関係があると思われる生育歴、既往歴					
性格・行動等の特徴					
入学についての保護者の意向					
教育委員会の総合所見					

※ 障害の種別欄については、該当する障害の番号を○で囲むこと。また、障害が重複している場合には、主たる障害は◎で他の該当障害は○で番号を囲むこと。